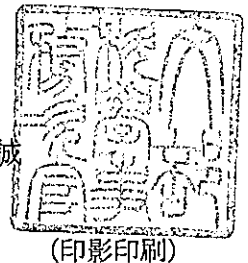


元文科教第360号  
令和元年9月9日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

殿

文部科学事務次官  
藤原 誠



(印影印刷)

『全国学力・学習状況調査』の個票データ等の貸与に係る  
ガイドライン」の改定について（通知）

『全国学力・学習状況調査』の個票データ等の貸与に係るガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）については、「『全国学力・学習状況調査』の個票データ等の貸与に係るガイドライン」の決定について（通知）」（平成29年3月29日付け28文科初第1685号）において通知したところですが、今般、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）を推進する観点から、個票データ等がより一層活用され、多様な研究の発展とその成果の教育施策等への還元を促進しつつ、今後も「全国学力・学習状況調査」を円滑かつ適切に実施していく観点から、本ガイドラインを改定しましたので通知します。主な改定事項は下記のとおりです。

全国学力・学習状況調査の結果については、当該年度の調査に関する実施要領に基づいて取り扱うことが基本となりますが、加えて、本ガイドライン等に基づき、文部科学省において、大学等の研究者及び教員並びに公的機関の職員等に対し、調査結果を貸与すること等がありますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、個票データ等の貸与は文部科学省が主体となって実施しているものですが、貸与実績（研究等の名称、所属機関、申出者、データの適正管理措置等）及び利用実績（研究等の成果）については、参考として情報提供させていただきます。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に係る所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に係る所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に係る域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に係る域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人の理事長におかれては調査に係る附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、特段の御理解と御協力をお願いします。

## 記

- (1) 研究等の成果の公表において、設置管理者コード、設置管理者名、学校コード及び学校名を公表することを一律禁止するとともに、貸与時に、貸与データ利用者全員にその旨の誓約書を提出させること。  
〈本ガイドライン〉「第3の1(2)」「第3の2(1)③」「第6の2(1)③」
- (2) データ貸与にかかる設置管理者の同意（貸与前、研究成果公表前）を不要とすること。  
〈旧ガイドライン〉「第6の2(2)②(ii)(iii)」に相当する規定を削除。
- (3) 上記(1)に違反した申出者、利用者及び所属機関に対するペナルティーを新たに設けること。  
〈本ガイドライン〉「第13の1(2)②(iii)(iv)」
- (4) 審査基準において、以下①から④の全てが確認できることを要件とする旨を明確化すること。
  - ①我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善を目的としていること又は我が国（又は教育委員会）の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること
  - ②全国学力・学習状況調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえると同時に、貸与データを利用した研究等の成果の公表に当たっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮していること
  - ③貸与データ利用者全員が設置管理者コード、設置管理者名、学校コード及び学校名を公表しないことを了承していること
  - ④データ分析の目的及び方法が特定の個人、学校又は設置管理者を識別するものではないこと〈本ガイドライン〉「第6の2(1)」

(5) 他のデータとの照合の原則禁止を廃止すること。

〈本ガイドライン〉「第6の2(7)」

(6) その他手続き等を簡素化すること。

〈本ガイドライン〉「第5の7(1)」 「第5の7(2)」 「第8の1」 「第9の3」

<p>&lt;本件担当&gt;総合教育政策局調査企画課学力調査室 電話：03-5253-4111 (内線 3732, 3759)</p>
--